たつくす

消費税のありかたを考える

VOL. 77

新宿区の小学6年生「税の標語」応募ありがとう！ P.04〜P.05

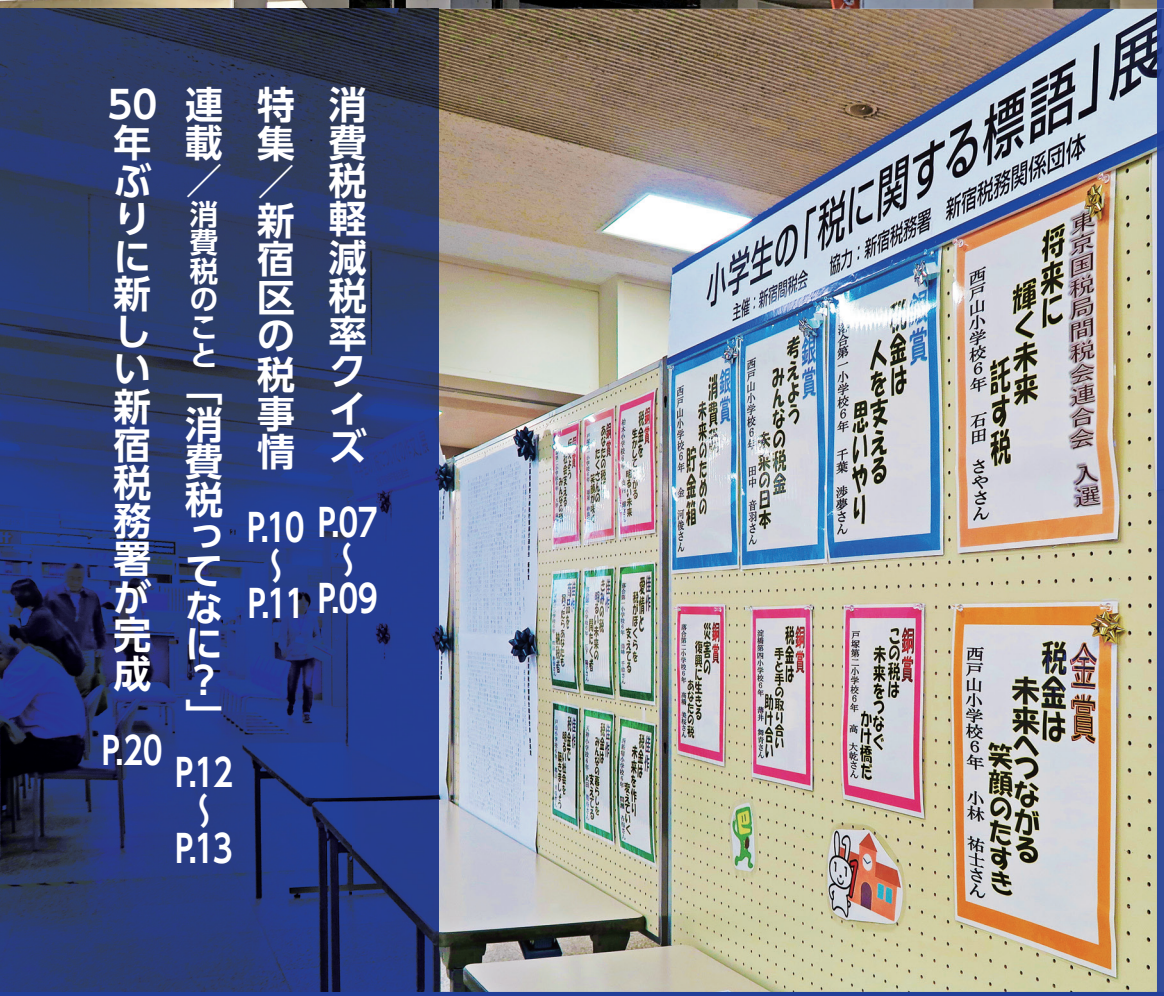

消費税軽減税率クイズ P.07〜P.09
特集／新宿区の税事情 P.10〜P.11
連載／消費税のこと「消費税ってなに？」 P.12〜P.13
50年ぶりに新しい新宿税務署が完成 P.20

https://www.shinjuku-kanzeikai.jp/

発行日：2020年1月15日／発行人：新宿間税会会長　大家 章嘉

新年のご挨拶

新宿間税会　会長　大家　章嘉

令和２年の年頭に当たり、謹んでお慶び申し上げます。新宿税務署の皆様には常日頃より間税会の活動にご支援をいただき改めて厚く御礼申し上げます。昨年は10月より消費税が10%となり、同時に軽減税率も導入されました。また昨年９月には長年に渡り当会の会長としてもご尽力いただきました川野健二様がご逝去され、会員のみならず多くの皆様が深い哀しみに包まれました。今後も会員一同川野前会長のご遺志を継いで、会の更なる発展に努力して行く所存でございます。会の運営につきましては、会員の見直し等がなされ、結果大幅な会費収入の減少となり、現状では健全な状況とは申せません。今後は、内容を刷新致しました会報「たっくす」及びホームページをフルに活用し、会員拡大を図りながら消費税の啓蒙活動を展開してまいりたいと思います。明るい話題と致しましては、昨年12月に新宿税務署の新庁舎が完成し、署員皆様のお喜びも一塩かと思います。今後更に当会へのご支援、ご協力並びにご指導賜りますようお願い申し上げ、本年が皆様にとって更に良い年でありますことを祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。



大家会長（以下：大家）　あけましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

福住署長（以下：福住）　あけましておめでとうございます。

大家　さっそくですが、昨年の10月から消費税が8%から10%へと変わり、それに伴い軽減税率も導入されました。民間でも様々な対応をしているところですが、税務署としてはどのような変化がありましたか？

福住　やはり、消費税は一般の消費者の方々にダイレクトに関わるものですので、昨年は消費税に関するお電話でのお問い合わせが、一昨年に比べて倍近くありました。導入前のお問い合わせでは、「どのようなものが軽減税率の対象になるのか」という疑問や、「契約が９月から10月にまたがる場合の適用税率はどうなるのか」など経過措置に関するご質問が多かったのですが、10月以降はより具体的な事例に関するご質問に変わってきている印象です。特に多かったのは、カード決済事業者からのポイント還元に関するものや、軽減税率の対象品目についての細かいご質問です。「ポイントは非課税になるのか？」「請求書はどう書けばいいのか？」「会議室で出すお茶は軽減税率の対象になるのか？」などといったものもありました。皆様色々お悩みになることも多いのだと改めて気づかされます。

大家会長のお仕事では、お悩みや客足への影響などはございませんでしたか？

大家　弊社はガソリンなどの油業界ですから、現在のところそれほど売上に変化はないようです。ガソリンの価格は上がり下がりするものなので、税率が多少上がってもトータルの価格で見るとあまり気にならない類の商品なんです。その他の商売でも、インバウンド（訪日外国人観光客）関連ビジネスが好調なこともあり、増税による影響は今のところ判断し辛い状況ですね。しかし、間税会のメンバーの中には、影響を受けている業種の方も大勢いらっしゃると思います。特に軽減税率による

混乱は避けられないようです。軽減税率の線引きの難しさ、税率や税額を記載する請求書の導入と発行などの事務的な手間、新型レジの導入などで、民間に多大な負担を強いている状況もあります。

かねてより、全国間税会連合では、会に登録する全国10万社にアンケートを行なっておりますが、税の公平性を保つには定率が良いという観点から、軽減税率の導入にはほぼ一貫して疑問を呈してきたという経緯もあります。しかし軽減税率の導入がすでに始まった今、当会としては、混乱の無いよう、消費税法改正と軽減税率導入の執行に協力していきたいと考えています。

福住　ありがとうございます。署の広報活動や説明会開催などの周知にご協力いただき、我々としても大変感謝しております。

大家　ところで、２月からは個人の確定申告が始まり、個人事業者からも様々な点で消費税の疑問や質問などが出てくるのではないかと思われますが、スムーズな納税申告のために税務署として準備している対策などはございますか？

福住　今までの地道な広報活動や職員の細やかな対応が功を奏したせいか、おかげさまで今のところ大きな混乱はほとんど見られておりません。今年も特に消費税についての数多くの説明会を企画しております。確定申告も２月から本格化してまいりますが、新宿間税会をはじめ税務関係団体の皆様方には、引き続きご協力をお願いしたいと考えております。

大家　もちろんです。新宿間税会は、消費税を見守る税務協力団体として、税務署の活動にはできる限りの協力をしていきたいと考えております。税金が公平に集められ、公平に活用されるような社会を守るために、我々は何をするべきなのかということを踏まえ、普段の生活の中で税金を納めている地域の皆さんに、もっと「税金」への関心を持っていただき、正しくご理解いただけるよう、これからも租税教育や広報に力を入れていきたいと考えています。

新年のご挨拶

新宿税務署長　福住　豊

あけましておめでとうございます。令和２年の年頭に当たり、謹んでお慶びを申し上げます。昨年中は大家会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政に対して深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。貴会におかれましては、小学生の「税の標語」や世界の消費税ファイルの配布など、日頃の活動を通じ、税に関する知識の普及と地域の振興に寄与するための各種活動を進めて来られました。特に昨年は消費税の大きな改正がありましたが、大きな混乱もなく新年を迎えられましたことは、皆様のご理解があってのことと感謝の意を表する次第であります。昨今、キャッシュレス決済の普及やインターネット等での電子取引など、経済情勢は益々複雑化しております。それに伴い、税のあり方も徐々に変化しており、税務行政も大きな変革期を迎えています。こうした中、新宿間税会の皆様の活動が、納税意識の高揚と正しい税知識の普及において益々重要となってまいりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに当たりまして、新宿間税会の更なる発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。



応募ありがとう！

含む幹部と関係6団体の審査を経て入選19点が選ばれ、11月に新宿区役所の1階で展示されました。小学校を卒業してもぜひ応募をしてください。

全国間税会総連合会 入選

税を知る
心がつくる
ゆたかな社会

淀橋第四小学校6年　洪 承炫さん

金賞

あなたの税
未来を開く
かぎになる

落合第六小学校6年　折田 真和美さん

金賞

税金は
未来へつながる
笑顔のたすき

西戸山小学校6年　小林 祐士さん

銅賞

災害の
復興に生きる
あなたの税

落合第二小学校6年　高橋 美桜さん

銅賞

伝えよう
社会支える
みんなの税

戸塚第二小学校6年　大野 瑞稀さん

銅賞

この税は
未来をつなぐ
かけ橋だ

戸塚第二小学校6年　高 大乾さん

銅賞

税金は
手と手の取り合い
助け合い

淀橋第四小学校6年　薄井 舞青さん

銅賞

あなたの税で
たくさんの
笑顔が咲く

戸塚第一小学校6年　福屋 紗良さん

銅賞

税金を
生かして広がる
明るい未来

柏木小学校6年　山内 輝さん



新宿区の小学6年生「税の標語」

東京国税局
間税会連合会
入選

将来に輝く未来託す税

西戸山小学校6年　石田 さやさん

銀賞

税金は人を支える思いやり

落合第一小学校6年　千葉 渉夢さん

銀賞

考えよう みんなの税金 未来の日本

西戸山小学校6年　田中 音羽さん

銀賞

消費税 未来のための貯金箱

西戸山小学校6年　金 河俊さん

佳作

- 愛情と　税がぼくらを　支えてる
  落合第一小学校6年　湯峰 千畝さん
- きみの税　明るい未来の　開たく者
  落合第一小学校6年　江下 陽子さん
- 商品を　買ったらあなたも　納税者
  戸塚第二小学校6年　熊田 春香さん
- 税金は　未来を作り　変えていく
  西新宿小学校6年　間瀬 杏海さん
- 税金は　みんなの暮らしを　支えてる
  天神小学校6年　武田 龍侍さん
- 税金で　明るい社会を　築きましょう
  戸山小学校6年　郡山 美桜さん

「税の標語」は、新宿税務署の指導のもと平成5年度から始まり、第26回になる昨年は、新宿区の小学校16校から601点にのぼる応募をいただきました。小学生のみなさんが税に興味をもっていただいたことは、必ず新宿区の明るい未来につながることと思います。応募作品は、新宿税務署長を

＼あなたも応募してみませんか／

令和2年度《税の標語》を募集しています

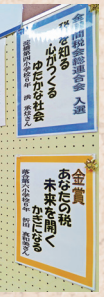



第２７回「税の標語」の募集をしています。
たくさんのご応募をお待ちしています。
応募方法は9月上旬までに下記の宛先へお送りください。

新宿間税会事務局（担当：古崎 宛）
郵送：160-8001新宿区西新宿1-1-3
(株)小田急百貨店 財務部
FAX：03-5325-3609

中学生の税の作文

令和元年11月26日（火)新宿区立戸塚地域センターの7階多目的ホールにて新宿納税貯蓄組合連合会と新宿税務署共催にて「令和元年度中学生の税についての作文」表彰式が開催されました。当日は東京納税貯蓄組合総連合会会長賞はじめ新宿税務署長賞、新宿都税事務所長賞、新宿区長賞、新宿税務関係６団体の各団体長賞など多くの中学生が表彰され、その受賞作品が披露されました。



新宿間税会会長賞

「税金、知ってますか。考えていますか。」

新宿区立落合第二中学校　第三学年　髙城 友弥

みなさんは、増税についてどう思いますか。二〇一九年の１０月に消費税が１０％に増税されます。増税について賛成の人もいれば反対の人もいるでしょう。消費税の増税についてくわしく説明していきたいと思います。まず、消費税とは商品を買ったり、サービスの提供を受けたとき。なお、地方消費税と同時にかかります。そして、消費税は様々な使われ方をします。たとえば、学校の机や椅子、警察や消防、東日本大震災復興経費などの使われ方があります。なので、僕は消費税１０％への増税には賛成です。国や国民がより良くなるためにお金をかけることはとても良いことだと思います。もし、消費税を増税せずに国の設備が整わない状態になるのであれば、増税した方がいいと思いました。先日行われた選挙では増税反対側の議員さんもいて、その方の演説を聞きました。その方は増税するなら、議席を減らすべきだと訴えていました。僕はその意見を聞いて増税することは良いことばかりではないんだなと思いました。みなさんの大切なお金を使って行います。僕も消費税を増税して今よりさらに多くのお金を支払うことになるのであれば、必要の無い部分には使ってほしくないし、せっかく増税するのならば本当に必要な国が良く進む為のお金にしてほしいなと思いました。みなさんも税金の使い方や増税についての願いや要望などの思いがあるでしょう。その私たちの思いを届けるのは選挙です。投票率が下がっている今、選挙への関心や興味がうすれているのではないでしょうか。選挙では立候補した議員の方達が自分達の思いを演説しています。もっと選挙に関心をもち、演説をよく聞いて私達の思いと近い意見をもった議員さんを選び、投票することが私達にとって大切なことだと思いました。税金というのは、国のお金でもあり国民のお金でもあります。私達の大切なお金です。なので、私達は税金についてもっと知識を増やし税金をどう使うべきかどこに使われているのか、またどれだけ支払っているのかなど税金について深く考えながら生活していくことが私達が未来の日本をより良くできる一つの方法だと思いました。



消費税軽減税率クイズ

軽減税率適用の対象となるのは、主にお酒を除く
飲食料品（外食・ケータリングを除く）と一般的社会的事実を掲載する
定期購読に基づく週２回以上発行される新聞です。



Q1

魚屋さんで生きたドジョウが売っていました。子供にねだられ、家で飼うために3匹買いました。軽減税率の対象となりますか？

Q2

冬休みの宿題で芋版を作ることになりました。八百屋さんにそれを伝え、大きい芋を一つ買いました。軽減税率の対象となりますか？

Q3

花屋さんでハロウィンの飾り用のカボチャを売っていました。ハロウィン後は食べられると思い買いました。軽減税率の対象となりますか？

Q4

ネットで評判の猫缶を食べて見ようと思い立ち、スーパーで猫缶を買いました。軽減税率の対象となりますか？

Q5

東京都水道局販売のペットボトル「東京水」を都庁の売店で購入しました。軽減税率の対象となりますか？

Q6

家族でカラオケボックスに行き、ポテトフライを注文して食べました。軽減税率の対象となりますか？



消費税軽減税率ク

A1

○

ドジョウはペットとして飼うこともできますが、魚屋で売っているということは、食料品として販売されているということですので、軽減税率の対象となります。

さばいて卵でとじる柳川なべは慣れない人には難しいので、骨まで柔らかく煮たドジョウ汁であればできそうですね

A2

○

八百屋で売っている芋は、食料品としての販売です。芋版に使用するとしても、売り手側は食品として販売しているため、軽減税率の対象となります。

芋版に使用した部分を切り取れば、食料品として料理にも使用できます

A3

×

花屋で売っている飾り用カボチャは、食用に適さないものとして飾りとして使用します。食料品用としての販売ではないため、軽減税の対象となりません。

飾り用カボチャは皮が固く、食べられないこともないそうですが、おいしくないみたいです

クイズ回答と解説



A4

×

猫缶はペットフードであるため、いわゆる食料品ではありません。軽減税率の対象となるのは人間用の食品及び飲料（酒類除く）です。そのため、軽減税率の対象とはなりません。

猫缶を料理して食べた体験談がネットに載っていますが、生臭くて味が薄いそうです

A5

○

東京都水道局の「東京水」は水道水を使用していますが、飲料用としてペットボトルに詰め販売しているため、軽減税率の対象となります。同じく自宅や事務所に宅配される飲料水も軽減税率の対象です。

家の水道水は、食器や手洗いにも使用できるため、飲むために蛇口をひねっても、飲料用のみではないため、軽減税率の対象となりません。

A6

×

カラオケボックスの客室で顧客の注文に応じて行われる飲食料品の提供は、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当するため、軽減税率の対象とはなりません。

お父さんやお母さんの好きなお酒も軽減税率の対象とはなりません。

特集

新宿区の税事情

新宿区は、「暮らしやすさ1番の新宿」「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」「賑わい都市・新宿の創造」を基本政策に、健在な財政の確立に取り組んでいきます！



新宿区の財源

新宿区の財源は、**一般財源**と**特定財源**からなります。

一般財源とは、使途が制約されずにどのような経費にも使用できる財源のことで、**特別区税、特別区交付金、地方消費税交付金**などのことをいい、

特定財源とは、財源の使い道が特定されている財源のことです。

一般財源の割合が大きいほど自主的な財政運営を行うことができます。

このうち、**地方消費税交付金**が消費税による財源となります。

令和元年度（2019年）の新宿区の税収

1508億4700万円

（内、一般財源の総額は958億円）

令和元年度（2019年）の地方消費税交付金

102億8300万円

（全体の6.8％）

【グラフ❶】

令和元年度一般会計歳入予算の構成割合

（出典：新宿区 平成31年度予算の概要）

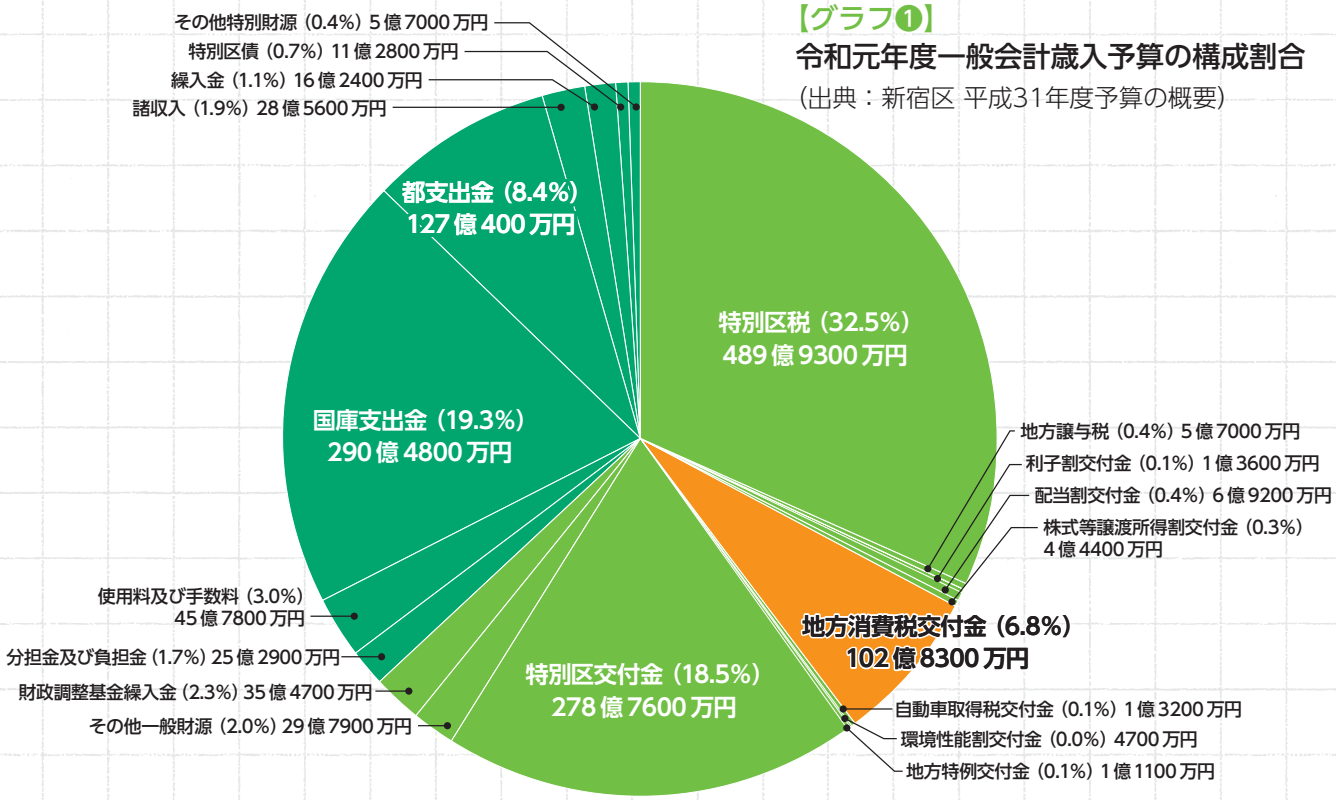

地方消費税が使われている分野

令和元年度の歳出合計**1508億円**を目的別内訳でみると、
地方消費税（平成26年4月以降の税率引き上げ分）が使われている分野は、大きく分けて
福祉費・子ども家庭費・健康費の３項目となり、歳出全体の約**58.8%、887億円**となります。

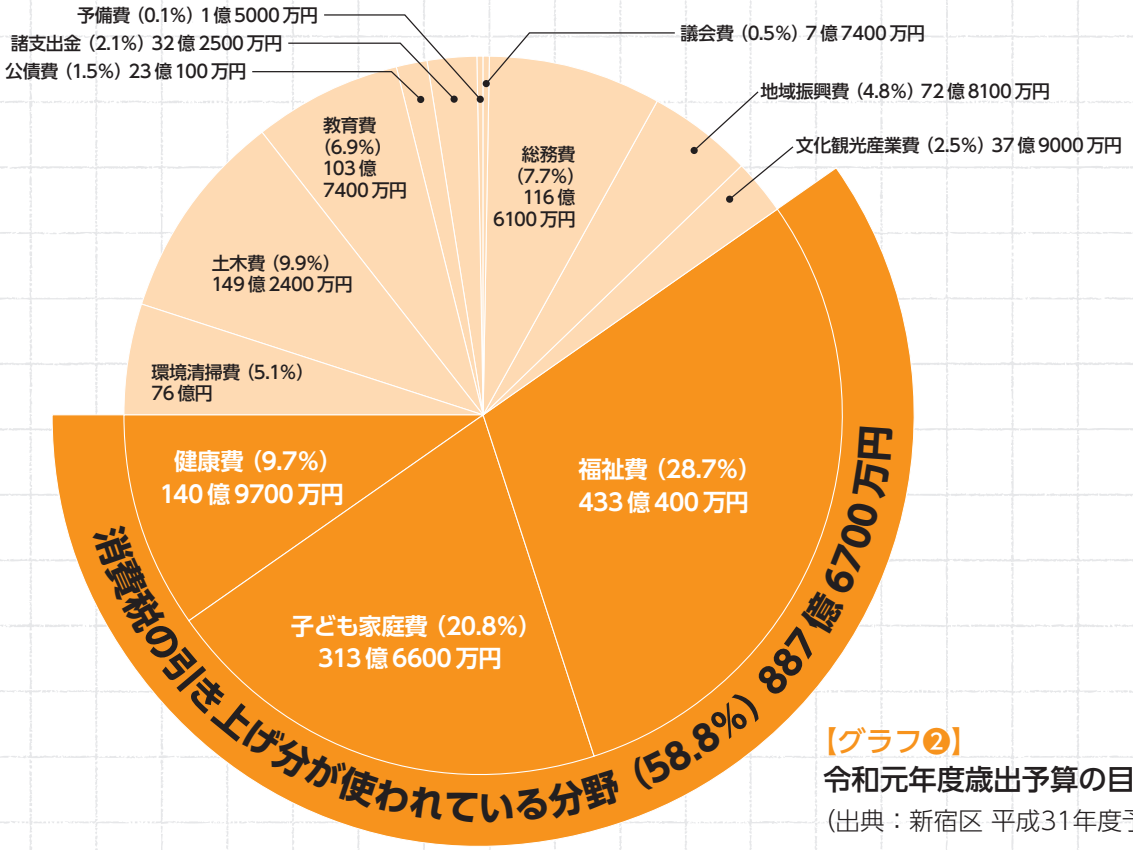

【グラフ❷】
令和元年度歳出予算の目的別内訳
（出典：新宿区 平成31年度予算の概要）

地方消費税引き上げ分の使い道

※消費税引き上げ分の一部を充当

平成26年度より地方消費税率は1.0%から1.7%に、令和元年10月からは2.2%に
引き上げられます。令和元年度の引き上げ分による増収額は、
東京都からの交付時期の関係で0.7%相当の27億円程度と見込まれています。
引き上げ分の**地方消費税**は、**保育所整備事業や障害者・高齢者等への支援、
低所得者の保険料軽減制度**へ充当するなど、
社会保障（社会福祉、社会保険等）の充実に活用していきます。

- ❶低所得者の保険料を減らす …… 6億8,697万円
- ❷介護サービスの基盤整備や介護給付費 …… 30億8,278万円
- ❸子ども・子育て支援制度への対応 …… 74億6,027万円
- ❹保育サービスの基盤を整備する …… 4億2,449万円
- ❺障害者福祉サービスなどの利用者の負担を軽くする …… 4,964万円

第1回

消費税ってなに？

正しく知って考えよ

消費税の

消費税ってどんな税金？

税金には大きくわけて**直接税**と**間接税**がありますが、**間接税**の代表的なものが**消費税**です。消費税は、皆さんがお店などで買い物をする時に一緒に支払いますが、支払った消費税は、皆さんに物を販売したお店などがまとめて税務署に納めます。

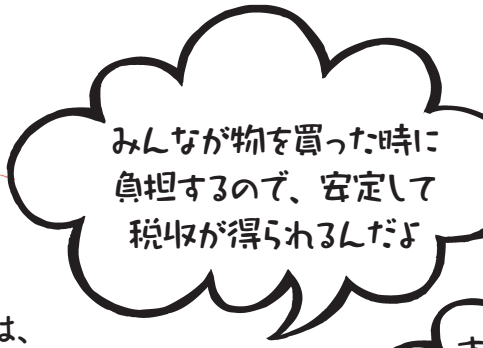

税金を公平に納めるとは？

税金を公平に納めてもらうためには２つの方法があります。
ひとつは、たくさん稼いでいる人からは多く、少ない人からは少なく納めてもらう「**累進課税**」という考え方で、**所得税**や**住民税**がこれにあたります。
もうひとつは、**同じものを買った人には同じ額の税金を負担**してもらうことが公平だという考え方で、**消費税**はこの考え方からできた制度です。



■ 直接税と間接税

税金には、**直接税**と**間接税**という区分があります。**税金を負担する人が直接税務署などに納める税金を「直接税」**といい、**税金を負担する人と税務署などに納税する人が違う税金を「間接税」**といいます。直接税の代表的なものとして、個人の所得に課税する**所得税**や、会社や事業所などの所得に課税する**法人税**があります。**間接税の代表的なものが「消費税」**です。消費税を負担するのは消費者である皆さんですが、税務署には皆さんに物を販売したお店や業者が納税をします。

■ 公平な税金とは？

税金が公平かどうかを考えるとき、２つの考え方があります。１つめは**垂直的公平**という考え方で、所得の多い人ほど高い税率で税金を納めてもらうことが公平だというものです。

２つめは**水平的公平**という考え方で、同じものを買った人には同じ額の税金を負担してもらうことが公平だというものです。**消費税は、この水平的公平の考え方による制度**です。
日本の税制は、この二つのバランスを取って税金を納める仕組みになっています。

■ 消費税の特徴ってなに？

消費税の特徴としては、
❶所得税や法人税に比べて安定した税収が保たれる。
❷直接税より税金の負担感が少ない。
ということがあげられます。
消費税は売り上げに対してのみ課税するものなため、景気が後退した場合の税収の減少は、売り上げが減った割合だけに留まります。そのため、所得税や法人税より景気による変動が少なくて済み、**安定した税収**が保たれます。

う！

こと

このコーナーは、消費税を正しく知って、読者一人一人が税のことを考えるきっかけにして欲しいと作ったコーナーです。個人的な意見は加えず、できるだけ正確に事実のみをお伝えしていきたいと思います。今回は、消費税とはどんな税金なのか、見ていきましょう！



消費税はなぜ始まったの？

1980年頃、お金をたくさん稼いでいる人の所得税の税率は最高（8000万円以上稼ぐ人）でなんと75%、住民税では最高18%でした。個人の事業者はそれに加えて事業税も５%納めなければならず、とても高い税率になっていました。

「税金があまり高いと働く気がなくなってしまう」「あまりに高すぎて不公平だ」という声が高まり、極端な累進課税が見直されることになりました。でも、減った分の税金は、別の何かでおぎなわなければなりません。そこで、皆に公平に税金を納めてもらうため、1989年に消費税が導入されることになりました。



かんしゅう
かわつる先生／わき先生

また、所得税や法人税は基本的に年に１回の確定申告で１年分の税金を一度に納めるため、税金の負担感を強く感じるといわれていますが、消費税は日々の買い物の中で価格と一体で支払うことから、所得税などに比べて**負担感が少ない**といわれています。ただし、消費税を別表示にしている場合には、負担感が少ないとは言えないかもしれません。

消費税はなぜ始まったの？

消費税が最初に導入された大きな理由は、**極端な累進課税による不公平感への対応と安定的財源確保**のためです。

消費税が始まったのは1989年（平成元年）４月ですが、それよりかなり前から消費に対する課税は話し合われていました。というのも、当時の所得税の最高税率は75%、住民税の最高税率は18%で、合わせると93%と驚くほど高くなっていて、さらに事業者には別途事業税5%が課せられていました。最高税率が課されるのは所得8,000万円以上の高額所得者でしたが、それ以下の所得の人でもかなり高い水準にありました。そのため、頑張って働いて所得を増やしても税金として徴収される金額があまりに高い、不公平だという声や、税金があまり高いと働くことへの意欲が無くなってしまうという議論があり、**極端な累進税率の見直し**が始められました。

累進税率を下げると税収は減少します。この**減少する税収をおぎなう財源として水平的公平を持つ消費税を導入**することが1988年12月に国会で決まり、**1989年４月１日から３%の消費税**が始まりました。その後1997年４月１日から５%、2014年４月１日から８%、**2019年10月１日から10%の消費税増税**が実施されています。

NEXT ▶ 第２回　間接税の仕組み

らくらく健康

今回は胃腸を整えるヨガを紹介

目が覚めたら寝床でゆっくり、のびのびと手
そして腹式呼吸をしてください。
寝ている間に体に溜まった空気を体から出し

あけましておめでとうございます。今年も元気で過ごせるためのヨガをご紹介いたします。

「毎日元気で暮らしているかと思いますが、体の中でどこか不調な所はありませんか」と世間話で聞くと、肩こり・腰痛の回答が圧倒的に多い中、便秘の話が出てきました。



揺れる吉祥のポーズ

足の親指をにぎり、ゆっくりとリズムをつけて体と頭を左右にゆする。普通呼吸で20 ～ 30回、楽しみながら続ける。

赤ちゃんのポーズ



❶ あお向けに寝て両足を揃えて曲げ、両手で膝をかかえる。

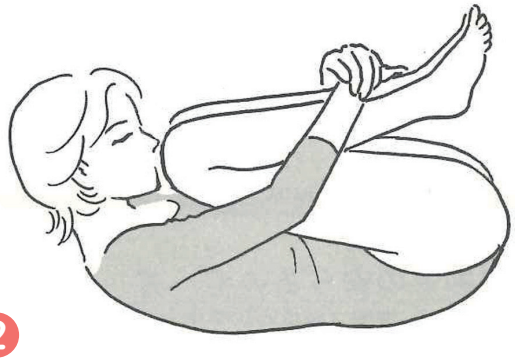

❷ 息を吸いながら、両足をお腹に引き寄せ、息を吐きながら頭を上げ、顔が膝につくように背を丸めて4呼吸する。

ワニのポーズ

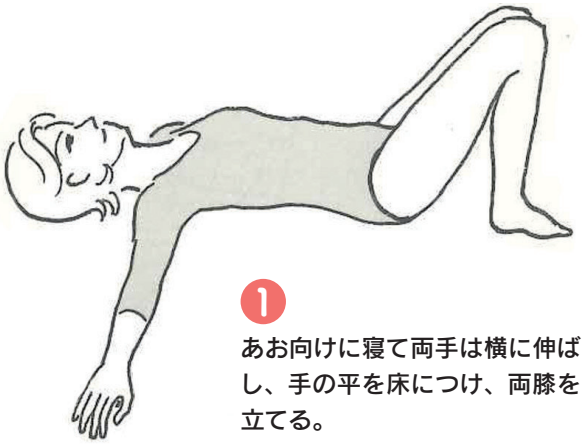

❶ あお向けに寝て両手は横に伸ばし、手の平を床につけ、両膝を立てる。



❷ ゆっくり息を吐きながら、両膝を揃えたまま右側に倒し、顔は反対側に向ける。4呼吸してから息を吸い、元の姿勢に戻る。左側も同様に行う。

「広池ヨーガ 健康法」の教室　1週間8講座あります。　朝日カルチャーセンター　新宿区西新宿2-6-1 住友ビル4F

ヨーガ

します。
を伸ばす。

ましょう。



広池 秋子先生

これだけはご注意ください！

- ■食後2時間位以内・入浴前後30分間はヨガタイムではありません。
- ■大病・けが・手術の直後・妊娠中などの場合は、医師等にご相談ください。
- ■決して無理をせず、自分に難しいポーズはしないでください。体にきついのが良いということはありません。

決まったポーズ

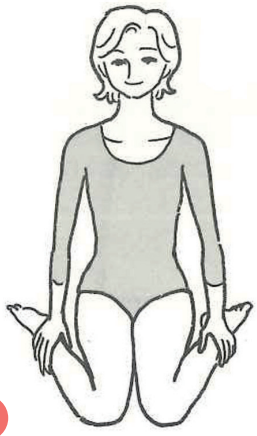

❶ 正座をし、肩、胸の力を抜く。かかとを開いて、お尻を床につける。

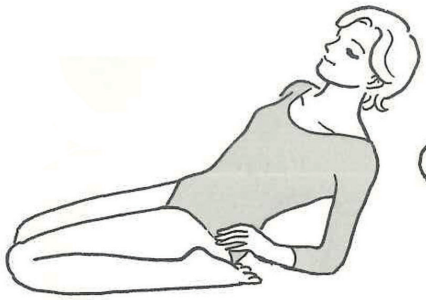

❷ 片方ずつ肘を床につけ、上体を後ろへゆっくりと倒していく。

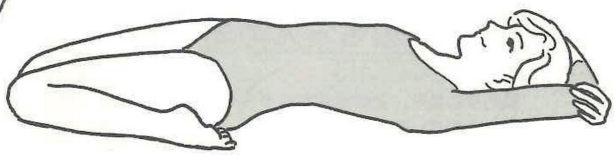

❸ 後頭部が床についたら両膝を寄せる。無理をしないように。両腕で頭をかかえ、深く長い腹式呼吸をする。脇腹、みぞおち、腰がよく伸びる気持ちのよさを味わう。

お腹のマッサージ

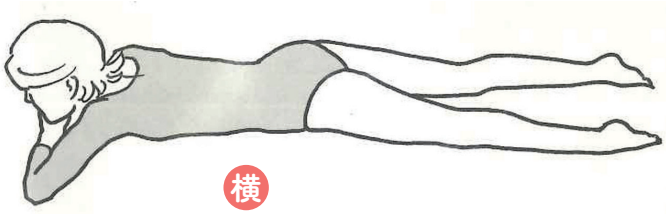

横

うつ伏せに寝て全身から力を抜き、肘を立てて胸から上を起こす。つま先を立て、おへそを床に押しつけるように、縦に50～100マッサージする。

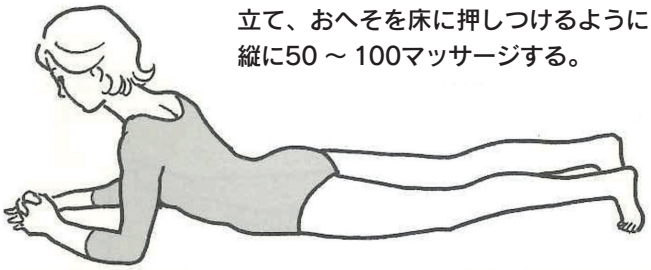

縦

うつ伏せに寝て全身から力を抜き、左右の手を重ねてあごをのせる。おへそを床に押しつけるように横に50～100回マッサージする。（痩せている人や男性はバスタオル等をおりたたみ、おへそ回りに置くとマッサージしやすいです。）

おまけ

お手洗いでどうしても便が出にくい時、風船呼吸法をしてみてください。力むより効果がありますよ。

［風船呼吸法］

空気を吸って膨らませます。口を丸めてその空気を出してください。これを10回ほど繰り返してみてください。5回目ぐらいから効果が出てきますよ。

繊維の多い食べ物やオリゴ糖、ヨーグルト、運動など自分流の「腸活」があると思います。その中にヨガを取り入れてみませんか。簡単で、寒いこの季節でもできるヨガをお部屋でテレビを見ながらしてみてはいかがでしょうか。

ヨガは年齢・性別を超えて毎日時間のある時に、誰でも簡単に気分転換をかねてできます。

「腸活」と言う言葉が去年の夏ごろから本や雑誌、テレビでも話題沸騰になっています。薬や食べ物、運動など色々ありますが、自分に合ったやり方で「腸活」の方法を選ぶことが大切です。

消費税への提言

消費税に関するアンケートを募集
省庁・政府調査会へ要望書提出

全国間税会総連合会では、『国民生活の実情を踏まえた公正な税制』と『円滑な税務運営』を推進する観点から、税制及び税務執行に関する提言活動を行っています。今年は、「令和2年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」を財務省、国税庁及び政府税制調査会、自由民主党政務調査会に提出し、全国10万社の間税会会員から集められた主要な要望事項（軽減税率制度への反対など）を説明しました。

新宿間税会では、上記の要望書の作成を踏まえ、消費税に関しての提言内容について、会員の皆様にアンケート調査を実施しています。


令和２年度
税制及び執行に関する要望書
（間接税関係）
令和元年７月
全国間税会総連合会

令和２年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）

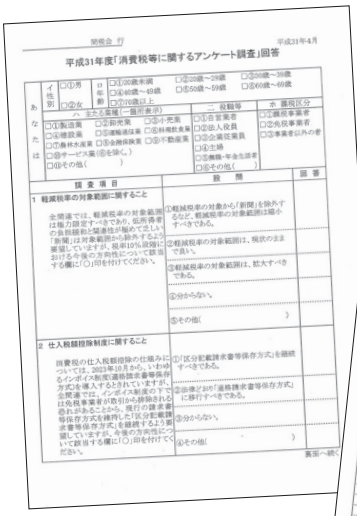
平成31年度「消費税等に関するアンケート調査」回答

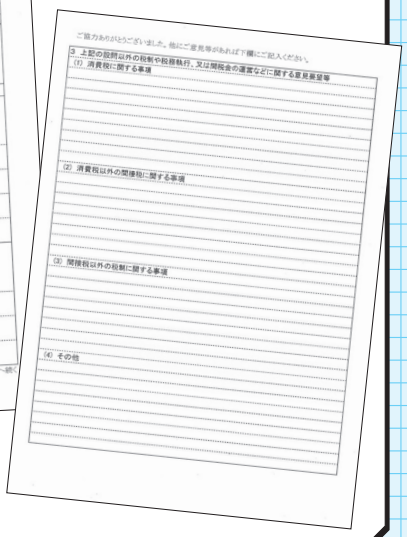

ホームページ

ホームページリニューアル2月OPEN！
https://www.shinjuku-kanzeikai.jp/

新宿間税会のホームページでは、会の活動や主旨をはじめ、税務署からのお知らせや、会の最新情報を掲載しています。携帯電話やタブレットからも見やすいようになりますので、ぜひ一度ご覧になってください。

会員紹介のページでは、会員の皆様が自社の紹介を更新できる仕様になっています。自社の紹介文を掲載していただき、会員同士でのご事業に活用していただければと思います。

また、会報誌「たっくす」のページでは、40年前の創刊号から、少しずつバックアップの掲載を予定しています。先代から受け継がれて来た会の歴史や、昭和から平成、令和へと移り変わる新宿の景色がかいま見れます。ぜひご一読ください。


会報誌「たっくす」バックナンバー





税の研修会

くわしく学んで分かること 知らないと損をすることもあります

税を考える週間（11月）の恒例行事として、税務関係の研修会と、お楽しみの講演会を開催しています。昨年は、11月８日（金）に新宿法人会館３階の会議室にて、税務研修会「印紙税～誤りやすい事例から～（新宿税務署　法人課税第二部門　上席国税調査官　伊藤瑞穂様）」と、講演会「Web広告を活かした集客方法（Googleトップコントリビューター　里村仁士様）」を開催いたしました。

10代からご年配に至るまで多くの人がスマートフォンを活用する中、Webマーケティングの成否がビジネスの大勢を左右する時代です。Google社の最新情報を知る、日本で４人しかいないGoogleトップコントリビューターの里村先生が、多様化するWeb集客の種類やメリット・デメリット、より効果的に集客を高める方法を講義され、多くの会員企業の方が受講されました。









ふれあいフェスタ

第40回ふれあいフェスタ2019に参加

爽やかな秋空の下、10月20日（日）に第40回大新宿区まつり「ふれあいフェスタ2019」が、都立戸山公園で開催されました。多くの人々で賑わう中、税に対する理解を高める広報活動の一環として「税金クイズ」ブース、「1億円レプリカ」ブースを出店しました。

また、粗品として「世界の消費税令和元年度版」と、子どもたちには風船をプレゼントし、ブース前にはつねに長い行列が出来るなど大盛況でした。



ランチ会

毎月第3水曜日に日頃のおつきあい

新宿税会の会員をはじめ、近隣の企業が日頃からの交流を深める場として、弁当を持ち寄りで集まるランチ会を開催しています。また、会に興味のある方に対し、新宿間税会がどんな集まりなのかを知っていただく機会ともなっておりますので、会員でない方もぜひお誘い合せのうえご参加ください。

会場は、総武線大久保駅の南口駅前、ファミリーマートの2階です。各自でお弁当を持参、途中参加・途中退室は自由となっております。お気軽にお出かけください。

日　時　毎月第３水曜日１２時～１４時
場　所　株式会社アイロリ・コミュニケーションズ
新宿区百人町1-23-21-2F（大久保駅南口前）
備　考　お弁当持参、途中参加・退室可



納税表彰式

税金がより良くあるための努力

新宿税務署および税務協力６団体共催による令和元年度納税表彰式がさる、11月12日(火)に新宿ワシントンホテル3階「すばる」において、盛大裡に挙行されました。式は国歌斉唱に始まり新宿税務署長表彰状贈呈、新宿税務署長感謝状贈呈ならびに税務関係団体長感謝状贈呈と粛々と進行し、来賓祝辞後の受彰者代表の謝辞をもって滞りなく終了しました。

記念撮影の後は授彰者を囲み多数のご来賓、税務署関係、各団体の会員らが祝福し、和気あいあいとした雰囲気の中、祝賀会が行われました。尚、今回受彰された方々は、長年にわたり納税道義の高揚や税務協力団体の活動などにご尽力された方々で、新宿間税会からは、次の皆様が授彰の栄に浴されました。





【新宿税務署長表彰】
副会長　増山 有一 殿(株式会社 小田急百貨店)



【新宿税務署長感謝状受彰】
理事　松尾 早苗 殿(株式会社 松尾宝飾)



【新宿間税会長感謝状受彰】
理事　山本 大視 殿(株式会社 誠勝)
理事　飯塚 陽 殿(飯塚陽税理士事務所)

懇親ゴルフコンペ

スポーツでもっと仲良くなる新宿

第33回目となりました新宿間税会の親睦ゴルフコンペが、11月21日(木)に「西武園ゴルフクラブ」で開催されました。プレー中はもちろん成績発表のパーティーに於いても和気あいあいの中、多いに親睦を深めておりました。

結果は、優勝・原信治様（株式会社よし彦)、準優勝・脇孝喜様（脇孝喜税理士事務所）でした。次回の親睦ゴルフは春頃を予定していますので、皆様のご参加をお待ちしております。



間税会のすごい人

大雨あがり“後光”が射し込む

新宿間税会の髙野吉太郎副会長（株式会社新宿高野社長）が、10月22日に執り行われた令和天皇の「即位礼正殿の儀」に招待され、厳かな儀礼の場に臨席しました。

国民のために全てを捧げ、本気で世界の平和を祈られている陛下を間近に拝見して、「その凛々しく美しいお顔に“本当の日本人”を拝している思いになりました。」「つくづく私は日本人として生まれて良かった！」と感激の面持ちの髙野副会長でした。



活動日誌

令和元年度活動日誌

R1.9.11 城西地区連9単位会正副会長・青年部長・女性部長合同会議
於　明治記念館会議室　役員4名出席
❶各単会が各テーマ毎に意見発表と情報交換

R1.9.15 会報「たっくす」第76号発行

R1.9.27 第2回　団体長会議開催
於　新宿税務署大会議室
❶「税を考える週間」の行事及び広報計画について
❷納税表彰式について
❸大新宿区まつり「ふれあいフェスタ2019」について
❹小学6年生の「税に関する標語」の募集等について
❺6団体共催「署長講演会」について

R1.10.4 新宿間税会「理事会」開催
於　新宿法人会館　役員18名出席
❶青年部、女性部合同懇親会について
❷「税を考える週間」税務研修会について
❸「たっくす」第77号の発行について
❹第33回　新宿間税会ゴルフコンペ開催について
❺令和元年度　納税表彰式典について
❻小学6年生の「税に関する標語」の応募状況について

R1.10.20 第40回大新宿区まつり「ふれあいフェスタ2019」
於　都立戸山公園　役員 1名参加
★P.17参照

R1.10.29 会報「たっくす」第77号編集会議
於　新宿法人会館　役員会議室　署・役員6名出席

R1.11.1 東京国税局間税会連合会
青年部・女性部　合同講演会
於　「日暮里サニーホール」　役員8名出席
第1部　【講師】国税庁課税部消費税室長
第2部　【講師】秋草学園短期大学学長


令和元年度　署長講演会「税務訴訟のトリビア」

R1.11.8 税務研修会・「税を考える週間」講演会の開催
於　新宿法人会館会議室　役員・会員　24名出席
第1部　【講師】法人課税第二部門 上席国税調査官
伊藤 瑞穂 様
第2部　【講師】Googleトップコントリビューター
里村 仁士 様
★P.17参照

R1.11.11 小学6年生の「税に関する標語」の入賞作品展
於　新宿区役所本庁舎1階ロビー
★別稿参照

R1.11.12 令和元年度納税表彰式
於　新宿ワシントンホテル　本館3階　役員・会員12名出席
★P.18参照

R1.11.19 令和元年度　「署長講演会」の開催　6団体共催
演 題　「税務訴訟のトリビア」
於　新宿区立産業会館「BIZ新宿」　役員・会員 14名出席

R1.11.21 第33回　新宿間税会ゴルフコンペ開催
於　西武園ゴルフ　会員･役員14名参加
★P.18参照

R1.11.26 中学生の「税についての作文」表彰式
於　新宿区立戸塚地域センター　7階　役員2名出席
★P.6参照

R1.11.29 新宿税務署新庁舎内覧会
於　新宿税務署　役員4名出席

新規会員のご紹介

	会社・団体名	代表者	地区	業種
1	山王工業株式会社	小林　潔	第五地区部会	製造販売業
2	髙橋 工税理士事務所	髙橋　工	税理士部会	税理士
3	一般社団法人 日本海洋環境保全協会	阿部　夏之介	第五地区部会	リサイクル
4	株式会社スリー・シップス	鈴木　知泰	第三地区部会	建設業
5	株式会社ａｄｂｅａｕｔｙ	小山　敦宏	第二地区部会	美容

本庁舎のご案内

2019年12月16日(月)から

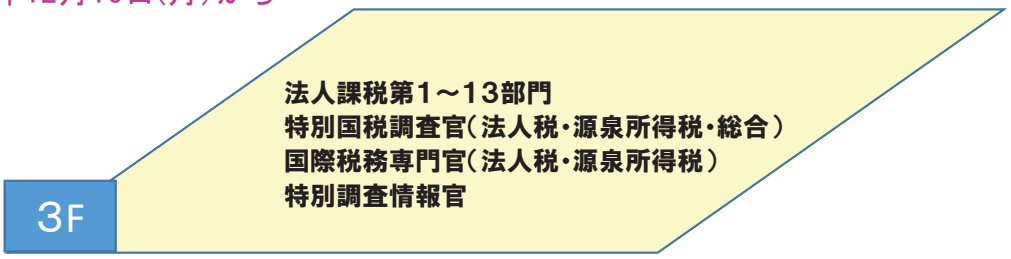

法人課税第1部門　法人税の個別質問の受付、調査審理など
法人課税第2部門　消費税・印紙税の個別質問の受付、消費税・印紙税の調査など
法人課税第3部門　源泉所得税の個別質問の受付、源泉所得税の未納整理など
その他の部門　法人(企業)の調査を担当しています。

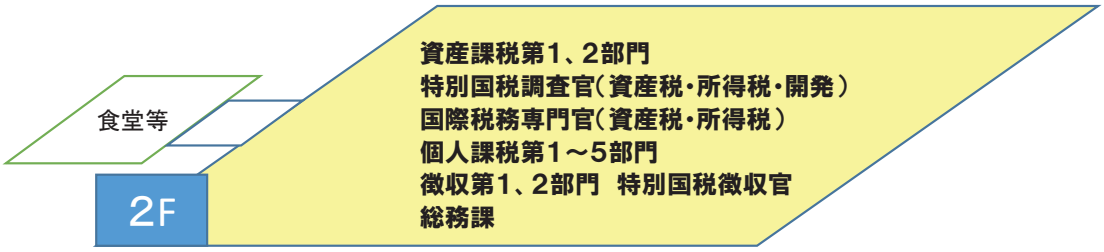

資産課税部門　資産税・贈与税の個別質問の受付や調査などを担当しています。
個人課税部門　所得税や個人の消費税の個別質問の受付や調査、法定調書等の資料を担当しています。
徴収部門　納税相談や滞納処分を担当しています。

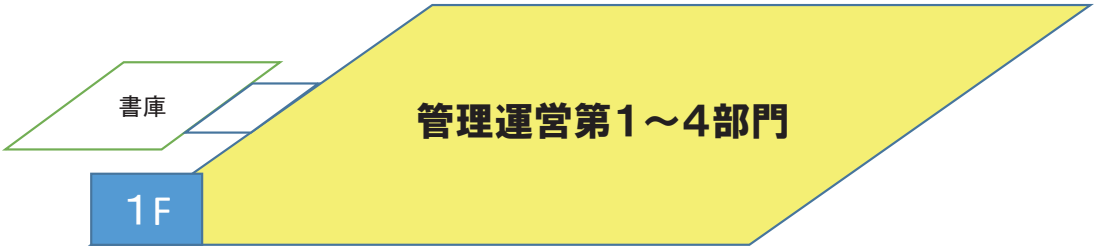

管理運営部門　書類の受付や処理、納税受付、用紙交付、一般的な質問を受け付けています。



説 明 会 の お 知 ら せ

次の日程で消費税軽減税率説明会を開催します



会場：新宿税務署　地下会議室

1月29日（水）　14:00～16:00

2月19日（水）　10:00～12:00

14:00～16:00

3月　4日（水）　10:00～12:00

14:00～16:00

4月14日（火）　14:00～16:00

5月12日（火）　14:00～16:00

6月10日（水）　14:00～16:00



消費税の納付は期限内に



消費税は消費者が負担するもので、事業者は消費者から預かった税金を消費者に替わり申告納付します。

納期限は原則として決算後2か月以内ですので、納付が遅れた場合には延滞税がかかります。また、催告状を受け取ってからも連絡等ない場合には滞納処分が行われる場合があります。

資料・絵画・契約書・図面などの
電子化、テキスト化はお任せください。



誠勝

株式会社誠勝
新宿区余丁町 7-1 発明学会ビル 4 階
TEL:03-6457-7962
WEB:https://sei-syou.com
MAIL:info@sei-syou.com



Sasso サッソー
株式会社 ad beauty
新宿区新宿1丁目36－7川本ビルB1F
TEL：03-5925-8878
WEB：https://sasso.style

「理論」に裏づけされた美容室

美容室に初めて「造形心理学」を取り入れ、業界を震かんさせたカウンセリングの生みの親、「藤本 玄（フジモトハル）」プロデュースの美容室です。

「あなたは周りからどうみられたいですか？」
Sassoは印象や髪質を数値や理論で分析し、あなたの骨格やお顔に合わせて貴方だけのヘアスタイルをご提案致します。理論に基づくからこそ、「誰もが認めるヘアスタイル」が実現するのです。ここでしか経験できないサロン体験が貴方を待っています。後はSassoのドアを開けるだけです。

令和海洋機

（社）日本海洋環境保全協会

Leader ship
Partner ship
Craftsman ship

株式会社
スリー・シップス

〒169-0073
東京都新宿区高田馬場1-22-24
朝日ビル3階
TEL：03-5337-8170
FAX：03-3366-8170

六本木ヒルズ
けやき坂法律会計センター

〒160-0032 東京都港区六本木6-15-1 けやき坂テラス6F
TEL：03-3403-3522
FAX：03-3403-0144
mail：takuji-k@keyakizaka-law.com

新宿間税会の活動を応援しています。

株式会社　蕃



山口秀巳税理士事務所
税理士
山口　秀巳
〒160-0022 東京都新宿区新宿1-25-14 関根ビル201
TEL：03-6709-8900
FAX：03-6709-8901
mail：yamaguchi2636@almond.ocn.ne.jp

加藤大典税理士事務所
税理士
加藤　大典
〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-4-7 ホクシンビル1階
TEL：03-3361-6361
FAX：03-3360-6235
mail：daika_tax118@yahoo.ne.jp

作業衣専門店
定休日　毎週木曜日
営業時間　AM八時半～PM八時迄
蕃勢善中村屋
〒160-0023 東京都新宿区西新宿七丁目十二番四号
電話 〇三(三三六三)七八〇五(代)
FAX 〇三(三三七一)九〇九三

世界に一つしかない
貴女だけの宝石を
デザイン、加工しています。

ジュエリー 光藝（こうき）

Since 1972

レスパス Lauquix（こうき）

「美しいものと暮らそう」と
提案するアーティストの
作品の展示場です。
世界中の方々に
見ていただけます。

住所：〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-2 ホテルヒルトン東京 B1 ヒルトピア ジュエリーコウキ内 Tel：03-3344-6551

現代から未来へ…
ハートのある宝石供給源でありたい
創業 50 年

株式会社 松尾寶飾

新宿区高田馬場 2－13－8－4F TEL 03-3205-4550 FAX 03-3205-8991

飯塚事務所
税理士
社会保険労務士
飯塚 陽
〒169-0073 東京都新宿区百人町1-20-5 新宿葵（あおい）ビル4階
TEL：03-3369-8846
FAX：03-3369-8283
mail：m-iizuka@d8.dion.ne.jp

深澤英雄税理士事務所
税理士
深澤 英雄
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-8
高田馬場ダイカンプラザ915号
TEL：03-3200-5770
FAX：03-3200-5771
mail：fukazawa0927@ybb.ne.jp

税理士
髙橋 工
〒101-0047
東京都千代田区内神田3丁目10－6
文秀堂ビル4階
電話 03（5244）4340
FAX 03（5244）4341
携帯 090（7422）0293
e-mail:takatomo0512@athena.ocn.ne.jp



ご寄付：森河栄吉税理士事務所様、ありがとうございました。

新宿間税会の活動を応援しています。

有限会社　三起堂

DESIGN･PLANNING

i1 ri

COMMUNICATION

株式会社アイロリ･コミュニケーションズ
新宿区百人町1-23-21 TEL:03-3366-5970
info@i-rori.com



青木公治税理士事務所
税理士
青木公治
〒108-0073 東京都港区三田2-14-4
三田慶応ビジデンス204号
TEL：03-6809-3861
FAX：03-6809-3862
mail：aoki-k@wing.ocn.ne.jp

長谷部啓税理士事務所
税理士
長谷部啓
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-10-8 老川ビル9階
TEL：03-3525-8127
FAX：03-3525-8129
mail：ini073081@hasebe1.jp

川鶴信行税理士事務所
税理士
川鶴信行
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-11-5 三橋ビル3階
TEL：03-6272-3304
FAX：03-5226-0069
mail：n.kawatsuru@gmail.com



私達は「食」を通じ
お客様の豊かな生活の向上に貢献します

永年受け継がれてきた伝統を活かし
お客様に「食べる喜び・楽しさ」を味わっていただくために
安全で安心な商品をお届けいたします。
お客様の信頼と満足が私達の喜びです。

Kojimaya
小島屋乳業製菓株式会社
TEL03-3371-0191
〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-22-27
https://www.kojimaya.jp



「たっくす」をご覧の方限定
お得な！
卒業袴3プラン

1 卒業袴　3泊4日レンタルプラン
卒業袴一式レンタル 33,000円(税込)～
★本誌をご覧になった方には、衣裳レンタル料金を 20%OFF!!
★小学生袴も取り揃えております。

2 ヘアメイク＆着付付き　卒業袴　3泊4日レンタルプラン
卒業袴一式レンタル＋ヘアメイク＋着付 53,900円(税込)～
★本誌をご覧になった方には、衣裳レンタル料金を 20%OFF!!

3 ヘアメイク＆着付付き　卒業袴記念写真前撮り・後撮りプラン
卒業袴一式レンタル＋ヘアメイク＆着付＋記念写真(1ポーズ撮影・六切プリント台紙付)
ご利用期間：2020年4月30日(木)まで　通常価格 69,300円(税込) ➡ ご優待価格 44,000円(税込)



ご予約・お問合せ
お問合せの際には、“会報誌「たっくす」を見た”とお申し出ください。
京王百貨店新宿店8階 写真室 / 貸衣裳・ヘアメイクサロン 京王の写真室 TEL 03-5321-5725 直通
営業時間：午前10時―午後8時 ※百貨店の営業時間により変更になる場合がございます。 https://www.keio-costume.jp/

熱田税理士事務所
税理士
熱田 稔敬
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-5-13
平河町UTビル7階
TEL：03-3239-1623
FAX：03-3239-1624

脇 孝喜 税理士事務所
NPO法人さいたま市鹿児島県人会 監事
新宿間税会 会計監事
税理士
脇 孝喜
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-9 麻生ビル2階
TEL：03-5281-5131
FAX：03-5283-0512
mail：kouki.waki25@mist.ocn.ne.jp

@tax Consultant
山本髙志税理士事務所
税理士
山本 髙志
〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-19-6 東洋ビル303
TEL：03-5989-1846
FAX：03-5989-1847
mail：yamatax@live.jp

ご寄付：石黒正税理士事務所様、ありがとうございました。

株式会社 大家商店

創業
1914年

動かす 油 食べる

大家商店

http://takano.jp/



令和元年、新宿高野は
マスクメロンを販売して
100年を迎えます。

おかげさまで
マスクメロン取扱い100周年
100
1919
〜
2019
th
ANNIVERSARY
MUSKMELON SOLD SINCE 1919

TAKANO
SHINJUKU TOKYO
SINCE 1885

創業 70 年

プロメ
水で落とせる化粧品

ファンデーション、日焼け止めも水で落とせます

株式会社 三粧

〒161-0032 東京都新宿区中落合 3-8-10
TEL 03-3952-7227 FAX 03-3952-7229
三粧オンラインストア：www.sansho-skincare.co.jp

プロメ



Kawano QUARK

株式会社 カワノ・クォーク

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-34-12
カワノ・トラスト角筈ビル3F

TEL：03-3354-4325

OPクレジットカード 会員募集中



年会費初年度無料 [2年目以降]前年度に一度でもクレジット払いのご利用があれば年会費無料!

★前年度お買上げ額に応じて5%～最大10%のポイントが貯まる!(セール品、食料品、レストラン・喫茶のご利用は1%)
★貯まったポイントは、1ポイント(=1円)からすぐ使える!(ご精算前に、ご利用希望ポイント数を係員にお伝えください。)

ODAKYU 小田急新宿
http://www.odakyu-dept.co.jp

京王百貨店公式通販サイト

KEIO NET SHOPPING

京王ネットショッピング

ギフトとフードが充実!



shop.keionet.com

京王ネットショッピング 検索

Keio 新宿
TEL.03(3342)2111